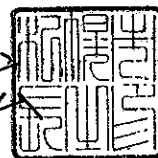


札幌市民ホール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 11 日

札幌市長

秋元克広



札幌市条例第 106 号

札幌市民ホール条例の一部を改正する条例

札幌市民ホール条例（平成 1 9 年条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中

54,500 円	63,600 円	81,800 円	180,000 円
----------	----------	----------	-----------

を

60,800 円

70,900 円

91,200 円

200,600 円

に、

3,700 円

4,400 円

4,400 円

10,600 円

3,200 円

3,700 円

3,700 円

9,000 円

6,900 円

8,100 円

8,100 円

19,600 円

1,400 円

1,700 円

1,700 円

4,100 円

1,200 円

1,300 円

1,300 円

3,300 円

を

4,200 円

4,900 円

4,900 円

11,800 円

3,500 円

4,100 円

4,100 円

10,000 円

7,700 円

9,000 円

9,000 円

21,800 円

1,600 円

1,900 円

1,900 円

4,500 円

1,300 円

1,500 円

1,500 円

3,600 円

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に申請する使用に係る使用料について適用し、同日前に申請した使用に係る使用料については、なお従前の例による。